

第6節 国際緊急援助

主な事業概要と実績

災害援助等協力事業（国際緊急援助） 注：ただし、緊急無償資金協力を除く

1. 事業（国際緊急援助隊）の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

1987年9月、「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」の施行により国際緊急援助隊が創設された。

● 経緯・目的

海外の災害救援活動を行う人員を迅速に派遣する体制が必要であるとの認識の下、外務省は関係省庁ほか国内の病院、医療団体の協力を得て、海外の災害に医療チームを迅速に派遣するシステムを作ることとし、1982年、国際救急医療チーム（JMTDR：Japan Medical Team for Disaster Relief）を設立した。

その後、1985年のメキシコ地震等に対する援助の経験から、医療関係者のほかに救助、災害復旧の専門家を含む、より総合的な国際緊急援助体制の整備が必要であるとの認識が深まり、1987年9月、「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」が国際協力の推進に寄与することを目的として施行された。

さらに、1992年6月には、国際緊急援助体制の一層の充実を図るため、自衛隊の技能、経験、組織的な機能を国際緊急援助活動に活用することを可能にする同法の改正が行われた。

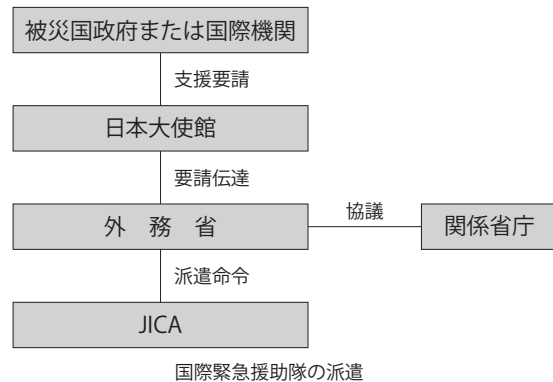
2. 事業の仕組み

● 国際緊急援助隊の概要

国際緊急援助隊には、被災者の捜索・救助活動を行う救助チーム、医療活動（防疫活動を含む）を行う医療チーム、災害応急対策および災害復旧のための活動等を行う専門家チーム、大規模な感染症の流行を最小限に抑えるための活動を行う感染症対策チーム、並びに特に必要な場合に派遣される自衛隊の部隊がある。

● 審査・決定のプロセス

海外で大規模な災害等が発生し、被災国政府等から日本に対して支援要請があった場合、要請の内容、災害等の規模・種類等に応じて緊急援助の内容、規模について検討を行い、関係行政機関等との協議を経て決定する。支援要請から決定までのプロセスの例は次のとおり。



3. 最近の活動内容

● 2017年度の主な実施案件の概要

(1) スリランカにおける豪雨災害に対する緊急援助

2017年5月下旬、スリランカ南西部各地に降り続いた豪雨により洪水、土砂崩れが発生。スリランカ政府から我が国に対する緊急援助物資に係る支援要請に続き、29日に国際緊急援助隊の派遣要請を受けた。これに対し、日本政府は国際緊急援助隊（専門家チーム）の派遣を決定し、スリランカ政府の協力の下、被災地各所の調査を実施した。先方関係省庁や大統領府への活動報告、意見交換において、短期のみならず中・長期的な防災計画についての助言勧告を行った。

(2) メキシコにおける地震被害に対する緊急援助

2017年9月19日（火）13時過ぎ（現地時間）、メキシコ中央部モレロス州アソチアパン市を震源地とするマグニチュード7.1の地震が発生、死者333名のほか、負傷者多数の被害が発生した。これに対し、日本政府はメキシコ政府からの要請を受け、国際緊急援助隊（救助チーム）を派遣し、捜索・救助活動を実施した。

●実 績

年度	国際緊急援助隊の派遣	緊急援助物資の供与
2015年度	・ネパールにおける地震被害（救助チーム、医療チーム、自衛隊部隊） ・インドネシアにおける煙害（ヘイズ）（専門家）	10件
2016年度	・コンゴ民主共和国における黄熱の流行（感染症対策チーム） ・ニュージーランド南島における地震被害（自衛隊部隊）	14件
2017年度	・スリランカにおけるごみ処分場崩落（専門家チーム） ・スリランカにおける豪雨災害（専門家チーム） ・メキシコにおける地震被害（救助チーム） ・台湾における地震被害（専門家チーム）	16件

4. 緊急援助物資の供与

海外での災害発生後、日本に対して支援要請があった場合、緊急性やニーズ等につき検討の上、被害者の当面の生活を支援するために必要な物資を供与する。供与に備え、JICAはテント、毛布等の物資を海外4か所の倉庫（シンガポール、ドバイ、アクラ、マイアミ）に備蓄している。

2017年5月のスリランカにおける豪雨災害や9月のキューバ、アンティグア・バーブーダ、ドミニカ国におけるハリケーン被害など合計16件の緊急援助物資供与を行った。

5. より詳細な情報

●ウェブサイト

- ・外務省・国際緊急援助：
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jindo/jindoushien2_3.html
- ・JICA国際緊急援助：
<http://www.jica.go.jp/jdr>